二　判定株主等及び子会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人（次号において「孫会社」という。）

三　判定株主等並びに子会社及び孫会社が外国法人を支配している場合における当該外国法人

2　法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項各号に掲げる外国法人を支配している場合について準用する。

3　法第六十八条の九十第三項に規定する政令で定める特定外国子会社等は、一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている同条第一項に規定する特定外国子会社等で次に掲げる要件を満たすもの（以下この条において「統括会社」という。）のうち、株式等の保有を主たる事業とするもの（当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が当該統括会社の当該事業年度終了の時において有する株式等の帳簿価額の合計額の百分の五十に相当する金額を超える場合における当該統括会社に限る。）とする。

一　当該特定外国子会社等に係る二以上の被統括会社に対して統括業務を行つていること。

二　その本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該統括業務を行うに必要と認められる当該統括業務に従事する者（専ら当該統括業務に従事する者に限るものとし、当該特定外国子会社等の役員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十二条各号に掲げる者を除く。）を有していること。

4　第一項及び前項各号に規定する統括業務とは、法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等（以下この項及び次項において「特定外国子会社等」という。）が被統括会社との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるものをいう。

5　第三項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の一の連結法人の特定外国子会社等に係る直接保有株式等保有割合（当該一の連結法人の有する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一の連結法人の当該特定外国子会社等に係る間接保有株式等保有割合（当該一の連結法人の外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）とを合計した割合により行うものとする。

6　第三十九条の十六第三項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数又は金額の計算について準用する。この場合において、同条第三項各号中「個人又は内国法人」とあるのは、「一の連結法人」と読み替えるものとする。

第三十九条の百十七に次の一項を加える。

12　法第六十八条の九十第三項の規定を適用する場合において、外国法人が被統括会社に該当するかどうかの判定については当該外国法人に対して第一項に規定する統括業務を行う特定外国子会社等（同条第一項に規定する特定外国子会社等をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度終了の時の現況によるものとし、特定外国子会社等が統括会社に該当するかどうかの判定については当該特定外国子会社等の各事業年度終了の時の現況によるものとする。

第三十九条の百十七の次に次の一条を加える。

（連結法人に係る特定外国子会社等の部分適用対象金額の計算等）

第三十九条の百十七の二　法第六十八条の九十第四項各号列記以外の部分に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同条第一項各号に掲げる連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等（以下この条において「特定外国子会社等」という。）の各事業年度の法第六十八条の九十第四項に規定する部分適用対象金額に、当該特定外国子会社等の当該各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時における当該連結法人の有する当該特定外国子会社等の第三十九条の百十六第二項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額とする。

2　特定所得の金額（法第六十八条の九十第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る源泉税等（第三十九条の十七の二第二項に規定する源泉税等をいう。以下この項において同じ。）の額があるときは、当該源泉税等の額は、法第六十八条の九十第四項各号に規定する直接要した費用の額に含まれないものとして、同項の規定を適用する。

3　法第六十八条の九十第四項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における総資産の帳簿価額

二　当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（法第六十八条の九十第四項第一号に規定する剰余金の配当等の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額

4　法第六十八条の九十第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、前項第一号に掲げる金額のうちに当該特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する債券（同条第四項第二号に規定する利子の額に係るものに限る。）の帳簿価額の合計額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

5　法第六十八条の九十第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国子会社等が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額に、当該特定外国子会社等が償還（買入消却を含む。）の直前において有する債券（同号に規定する差益の額に係るものに限る。）の当該直前における帳簿価額の合計額が当該特定外国子会社等の当該直前における総資産の帳簿価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

6　法第六十八条の九十第四項第六号に規定する政令で定める使用料は、次の各号に掲げる特許権等（同項第六号に規定する特許権等をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める使用料（同条第一項各号に掲げる連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人が次の各号に定めるものであることを明らかにする書類を保存している場合における当該使用料に限る。）とする。

一　特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等　当該特定外国子会社等が当該研究開発を主として行つた場合の当該特許権等の使用料

二　特定外国子会社等が取得をした特許権等　当該特定外国子会社等が当該取得につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業（法第六十六条の六第三項に規定する特定事業を除く。次号において同じ。）の用に供している場合の当該特許権等の使用料

三　特定外国子会社等が使用を許諾された特許権等　当該特定外国子会社等が当該許諾につき対価を支払い、かつ、当該特許権等をその事業の用に供している場合の当該特許権等の使用料

7　法第六十八条の九十第五項第二号に規定する政令で定める金額は、特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額（当該各事業年度の所得を課税標準として課される第三十九条の百十五第一項第二号に規定する法人所得税の額を含む。）とする。

8　法第六十八条の九十第三項又は第五項の規定の適用を受けようとする同条第一項各号に掲げる連結法人又は当該連結法人に係る連結親法人は、同条第七項に規定する連結確定申告書に同条第三項又は第五項の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。